

水道メーター取替業務委託（単価契約）に関する仕様書

1. 本業務は、水道メーター取替業務とする。
2. 水道メーター取替業務の作業開始は、「業務委託発注書」により通知するものとし、委託者の指定する日に新メーター及び水道メーター取替指示書を受け取るものとする。
3. 受託者は、委託者が指定した期間内に業務を完了するものとする。ただし、所有者及び使用者の都合または現場の状況により、予定期間内に完了できないときは委託者の指示を受けるものとする。
4. 受託者は、所有者及び使用者の都合または現場の状況により、委託者から取替日及び取替時間に指定があれば委託者の指示に従うものとする。
5. 受託者は、作業に当たり私有地に立ち入る必要のあるときは、所有者及び使用者の了解を得るものとする。
6. 受託者は、メーター取替の際、以下のことがないように注意する。
 - (1) メーターの逆付け
 - (2) 引込み管等への砂・泥水等の流入
 - (3) ユニオン等の締め付け不良
 - (4) メーターパッキンの付け忘れ
 - (5) メーター取替後の止水栓の開栓忘れ
 - (6) メーター保護キャップの取り忘れ
7. 受託者は、メーター取替の際に直結止水栓が不良であれば止水栓上部を取替する。また、止水栓上部の取替費用については、別途単価契約をする。
8. メーター取替前に漏水があれば、メーター取替の際に使用者または所有者に立ち会いをしてもらうものとする。ただし、使用者または所有者が不在のときはメーター取替をしない。
9. 受水槽が設置されている場合は、メーター取替後に水の流入及び流入の停止が正常に作動していることを確認する。
10. 商店等で水冷のクーラーを使用しているときは無断で止水栓を閉めると故障の原因になるので、必ず使用者に確認してから施工すること。
11. メーター取替の際、メーターボックスから除去した土砂等は放置せず、適切に処分すること。また、木の枝等を使用者または所有者に無断で裁断しないこと。
12. 受託者は、メーター取替が完了したときは、所有者または使用者に「水道メーター取替のお知らせ」（文書）により通知する。
13. 受託者は、作業従事に当たり委託者が交付する「身分証明書」を常時携帯し、関係者から請求があった場合には速やかに提示する。
14. 受託者は、作業従事に当たり委託者が交付する「腕章」を常時腕に巻き、身分を明らかにする。
15. 受託者は、「水道メーター取替報告書」により報告するものとし、双方立ち会いのうへ取除時指示数を確認するものとする。
16. 受託者は、取替期間最終日の翌日より起算して、7日以内に旧メーターを委託者の指定する所に、口径別・製造年次別に整理して搬入するものとする。
17. 受託者は、業務が完了したときは速やかに委託者所定の「業務完了届」を提出するものとする。
18. 受託者は、契約期間満了後若しくは委託者から返還の請求があったときは、「身分

証明書」及び「腕章」を速やかに返還する。ただし、「身分証明書」及び「腕章」を紛失または滅失したときは、始末書を提出のうえ、損害相当額を賠償する。

19. 受託者は、作業にあたって所有者及び使用者との間にトラブルが生じないように充分注意する。
20. やむをえずメーターの取替ができない場合は、「メーター取替不能報告書」により届け出るものとする。
21. メーター取替期間内にメーター取替による漏水等が生じた場合は、受託者が責任をもって修理をする。
22. 受託者は水道メーター取替業務委託（単価契約）に関する仕様書の第7号及び第21号に規定する修繕を履行するに当たっては、箕面市指定給水装置工事事業者（以下「指定業者」という。）に修繕を依頼するか、自らが指定業者である場合は、自ら修繕を実施すること。
なお、入札時において指定業者でない場合であって、落札後、自ら修繕の実施を希望する場合は、落札後、速やかに指定業者となるための手続を執ること。
23. 大口径メーターの場合、受信器の結線調整費及びコード取替料を含む。
24. この仕様書に疑義が生じた場合、又は定めのない事項については、その都度、双方協議して定めるものとする。

口径別メーター取替予定個数

13mm	1,064	個
20mm	5,182	個
25mm	1,364	個
30mm	73	個
40mm	93	個
50mm	66	個
75mm	26	個
100mm	5	個
<u>150mm</u>	<u>1</u>	<u>個</u>
	7,874	個